

# 今後の取組の方向性について

# 社会保険加入対策の今後の取組の方向性

- 平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇。
- 一方、未だ社会保険に加入していない企業が存在。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、社会保険加入を促進する取組が必要。
- 平成30年度以降2年間において、以下の方向性に基づき、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施。

## 1. 地域における優良な取組事例の共有

- 社会保険加入推進地域会議の全国展開
  - ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国展開
  - ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配布し、対外的なPRを支援

## 2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- 建設キャリアアップシステムの活用
  - ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の加入状況等の簡易な把握が可能となることから、システムの活用方法等について関係者間で検討
  - ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- 未加入企業の更なる「見える化」
  - ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を「見える化」

## 3. 未加入企業への対策の強化

- 建設業許可業者からの未加入企業の排除
  - ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとすべく、建設業法改正を検討
- 民間工事や地方公共団体工事における対策強化
  - ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間約款の改正（加入企業に限定する規定を創設）の検討
  - ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

## 4. 法定福利費の確保の取組の強化

- 実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡らせるための施策の検討・実施
- 立入検査の継続
  - ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

## 5. 継続的な実態把握

- 社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況について、引き続き実態調査を実施

## 6. その他

- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討

平成30年1月15日

第2回建設業社会保険推進連絡協議会

- ・平成29年度の取組状況
- ・社会保険加入等の状況（許可業者の加入率（速報値）等）
- ・今後の取組の方向性

2月以降

地方ブロック毎に建設業社会保険推進地方連絡協議会を開催

（ 並行して「今後の取組の方向性」に示された施策の具体化について検討 ）

平成30年4月以降

許可業者の加入率・労働者単位の加入率<sup>(※)</sup>の公表  
「今後の取組の方向性」に示された施策を順次実施

(※) 加入率の算出に必要な各種調査の公表時期  
労働力調査（H29平均値）：1月末公表  
雇用保険事業年報（H29.3時点）：12月1日  
厚生年金保険適用状況調（H29.9時点）：3月末